nite

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

令和4年2月15日~

National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター リスク管理課 上野山 哲平

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)

化学物質管理に関する

- ■法施行支援
- ■技術基盤の整備と情報提供



化学物質管理

化学物質のリスク評価と安全管理を推進

国際評価技術

新技術の評価方法の確立により、 新たなビジネス、産業の発展に貢献

安全とあなたの未来を支えます

nite

製品安全

より安全な消費生活用製品の普及によって 安心な社会づくりに貢献

バイオテクノロジー

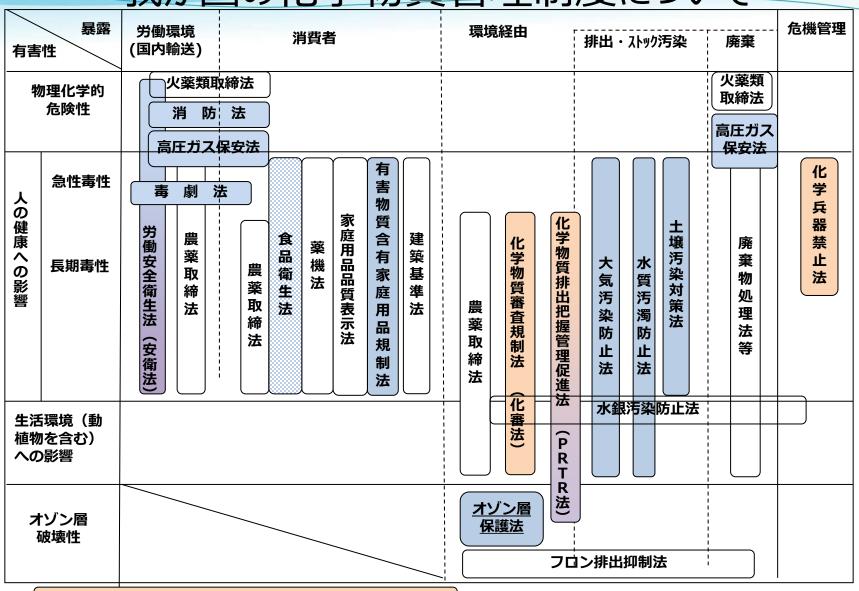
適合性認定

認定を通して製品などの信頼性確保を図り、産業活動の促進、安全な社会の構築に貢献

生物遺伝資源を産業に活かす



我が国の化学物質管理制度について



NITE化学物質管理センターが法施行を支援しているもの

法律の内容にGHSに関する記載があるもの

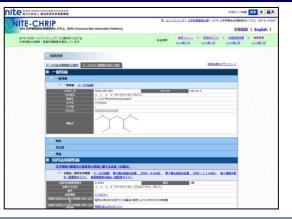
nite

上述以外でNITE-CHRIPに掲載しているもの

参考: NITEで公開しているデータベースについて

化学物質の評価と管理に必要な情報を収集、整備し、インターネットを通じて無料公開しています。

●化学物質総合情報提供システム: NITE-CHRIP https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop



- ・約26万物質の情報を収載
- ·約90種の国内外の法規制情報や有害性情報等 を収載
- ・化学物質名称、構造式、CAS番号、国内・海外 法規制情報、有害性情報、リスク評価結果等の 情報を調べられる

リンク

リンク

●化審法データベース:J-CHECK



https://www.nite.go.jp/ chem/jcheck/top.action ?request_locale=ja

- ・化審法の対象物質リストや化審 法に関する物質ごとの詳細情報 を収載。
- ・日本語版、英語版共に約9,500試験結果を収載。
- ・化審法試験結果、化審法リスク評価結果等を確認できる

●GHS分類結果

・政府が実施したGHS分類結 果約4500件<u>とその英語版を</u>

公表。

https://www.nite .go.jp/chem/ghs/ ghs_index.html



NITE-CHRIPについては、後ほどご紹介いたします!

NITE化学物質管理センターの業務

化学物質審査規制法 (化審法)関連業務

新規化学物質の事前審査支援業務

- 新規化学物質審査
- 化学物質名称付与

化学物質のリスク評価業務

- スクリーニング評価、リスク評価等
- リスク評価等に必要な情報の整備
- リスク評価手法に係る検討

技術、情報の集約、発信科学的知見に基づく

化学物質排出把握管理促進法 (化管法) 関連業務

- 化管法施行支援
- 化管法関連情報の収集・解析

化学兵器禁止法関連業務

- 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い
- 国内事業者への立入検査

化学物質管理情報の整備・提供業務

- 化学物質の有害性等の情報の整備提供
- 化学物質のリスク等に係る相互理解のための 情報の整備提供

法施行支援

化学物質管理情報提供 有害性情報 リスク評価情報等

化学物質 管理支援

行 政

法令整備・施行 化学物質管理

国民

化学物質に関する 正しい理解

相互理解

事業者

法令遵守 自主管理

PRTR制度の体系

事業者

自社の排出量、移動量の位置づけを確認。化 学物質管理活動の評価・改善

個別事業所毎、対象物質毎に 化学物質の<u>環境中への排出量</u>と 廃棄物に含まれての移動量を把握



圖出

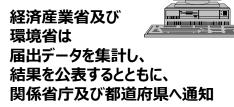
令和2年度届出 33,318件

都道府県経由

届出外データ (推計)

経済産業省及び環境省は届出データ以外の排出源(家庭、農地、自動車等) を推計







管理状況に対する評価

国民

化学物質の排出、 管理状況に関する



個別事業所データの 開示請求・公表

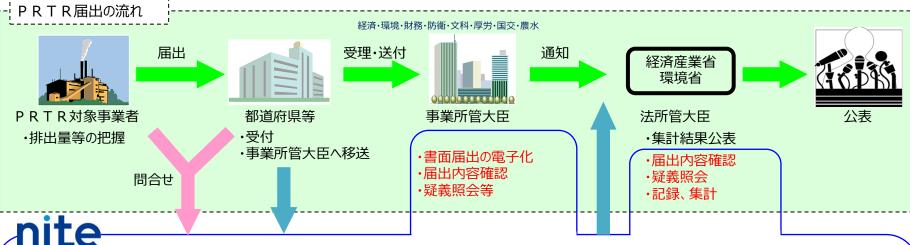
- ◎物質別、業種別、地域別等の 集計結果を公表
- ◎個別事業所データの公表



PRTR制度におけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関 として、化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施





PRTR届出関係業務

- *届出・記録・集計用電算機の維持、管理 ・電子届出システム、届出管理システム、ファ イル記録システム(法第8条第1項の規定)、 集計システム(法第8条第3項の規定)の開発 改良
 - ・システムの維持管理
- *届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内 容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- *届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成

化管法の普及啓発活動

- *問合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- *問合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

化管法関連情報の収集解析

- ・リスク評価
- ・PRTRマップ(濃度マップ・排出量マップ)の作成
- ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
- ・地方自治体との連携によるリスク管理促進



化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

- 1. 化学物質の『リスク』とは
- 2. 化管法が制定された背景について
- 3. SDS制度について
- 4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5.化管法改正後の留意点

頭の体操:こんな化学物質は規制すべき?

DHMOの健康有害性情報

- ➤ 液体のDHMOの誤嚥により急性呼吸不全を生ずる。
- ▶経口摂取により発汗、多尿、腹部膨満感、嘔気、嘔吐、電解質異常、悪心、下痢、腹痛、頭痛を来す。 大量の場合、痙攣、意識障害等の中毒症状を生じ、 最悪の場合死に至る。
- ➤ 経皮曝露においても重度の熱傷の原因となり、また 固体のDHMOに長時間に触れても組織傷害を生ずる 。
- ➤ 高濃度の気体DHMOの吸入曝露によっても組織傷害を生ずる。

DHMOは有害な物質なので規制すべきか?

nite

引用(NITE講座資料): https://www.nite.go.jp/data/000104108.pdf

頭の体操:こんな化学物質は規制すべき?

DHMO(Dihydrogen Monoxide, 一酸化二水素) とは 『水(H₂O)』 のことである。

パラケルスス*日く "毒のないものなどあるだろうか? 全てのものは毒であり、毒のないものはない

「それに毒がない」と決めるのは摂取量だけである"

"What is there that is not poison? All things are poison and nothing without poison. Solely the dose determines that a thing is not a poison."

『量を多く摂れば、 天然物を含む全てのものは毒である』



※Paracelsus(1493-1541) 毒性学の父。スイス出身の 医師、化学者、錬金術師、 自然哲学者。

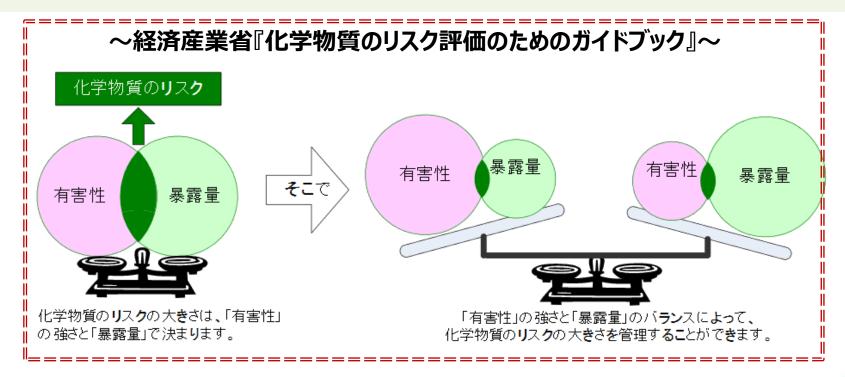
そもそも化学物質の『リスク』とは?

「リスクは、物質または状況が一定の条件のもとで害を生じる可能性」

- ① 良くない出来事が起きる可能性(確率)
- ② 良くない出来事の重大さ(被害の大きさ)

2つの組み合わせ

リスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会報告書(1997)



nite ⇒化学物質のリスクは『暴露』と『有害性』で決まる。

化学物質の利便性と危険性

ベネフィット: 化学物質の利用による、快適さや便利さなどの有用性

<mark>ハザード:化学物質が潜在的に持つ毒性や爆発性などの<u>危険性・有害性</u></mark>

- ◆ 化学物質は、わたしたちの<u>生活に密接に関わっており</u>、その性質を利用して<u>生活を便利で豊かなものにしている</u>。
- ◆ 一方、使い方を誤ると、人の健康や環境に対して<u>悪い影響を及</u> ぼすおそれがある。

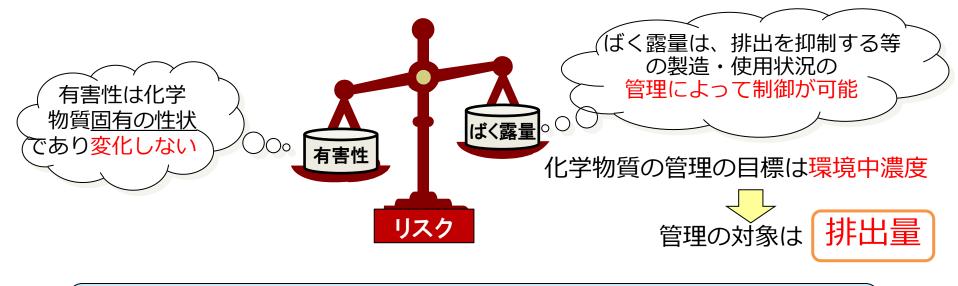
| 化学物質の二面性を理解して、 |上手に付き合うこと(利用及び管理)が重要



リスクに基づく適切な化学物質管理が必要

リスク管理の対象

リスク = 有害性(ハザード)とばく露量の比較



化学物質を十分に管理して、ばく露の程度を小さくすれば、(人 や環境への)支障が発現する可能性(リスク)を小さくできる。

したがって

リスクが大きい化学物質は、排出量を管理しながら使用する ことで、利便性(ベネフィット)との両立が可能となる。

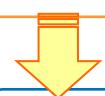
リスク評価からリスク管理、 そしてリスクコミュニケーションへ

まず知ることが大切

【リスク評価】

化学物質の性質や暴露の条件に基づいた評価を行い、優先的にリスクを管理すべき対象(物質、地域)を洗い出す。

✓ リスクが大きい可能性がある化学物質や地域の把握



相談しながら みんなの納得のいく管理を

【リスク管理】

リスク評価による管理の優先度に基づき、適切な取扱い(削減や管理)をすることが必要。

【リスクコミュニケーション】

管理の必要性や方法などについて、<mark>リスク情報</mark>に基づく関係者間の情報共有や対話(コミュニケーション)をすることが大切。



化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

- 1. 化学物質の『リスク』とは
- 2. 化管法が制定された背景について
- 3. SDS制度について
- 4. PRTRデータの活用

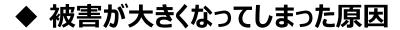
(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5.化管法改正後の留意点

化管法制定の背景(きっかけ)

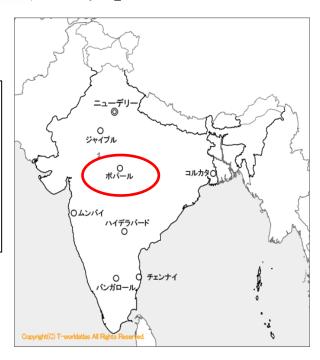
ボパール事故(1984年12月)

インドのボバールにある化学工場(米国企業の現地法人)から夜間に猛毒のイソシアン酸メチル(MIC)が漏洩。 MICガスは風にのって市街地に拡がり、3,000人以上 (最大14,410人)の死者、35万人もの被災者を出し、 多くの人が長期間後遺症に苦しんだ。



事業者から役人・医師等にMICが噴出したことが伝えられず、被害が拡大。





イソシアン酸メチル H₃C-N=C=O

米国で緊急対処計画及び地域住民の知る権利法 (EPCRA)を制定(1986年)

出典:失敗知識データベース(http://www.shippai.org/fkd/cf/CC0300003.html)



2. 化管法が制定された背景について

化管法制定の背景(きっかけ)

- ·米国 有害化学物質排出目録制度 (TRI: Toxic Release Inventory)導入(1986年)
- ・アジェンダ21 リオ宣言(1992年)
 - ⇒ 化学物質管理の重要性が位置づけられる
- ·OECD理事会勧告(1996年)
 - ⇒ 各国が化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)を導入



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、化管法)制定(1999年)

- ●事業者による自主的な管理の改善の促進
- ●国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進

nite

化管法の制定

- 化学物質の多様化、広範な使用 → 環境汚染の懸念、関心の高まり
- 環境規制法による規制 → 限定的な規制
- 化学物質の有害性(ハザード)が明らかになっても、環境に排出され た後のリスクは不明



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)制定※

PRTR制度 及び SDS制度 の導入

【目的】

- ✓ 事業による化学物質の自主的な管理の改善を促進する
- ✓ 環境の保全上の支障を未然に防止する

〈※制定:平成11年7月13日/施行:平成12年3月30日/最終改正:平成14年12月13日〉



化管法の目的

目的(化管法第一条)

環境の保全に係る化学物質の管理に関する<u>国際的協調の動向に配慮(1)</u>しつつ、<u>化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ(2)</u>、事業者及び<mark>国民の理解の下(3)</mark>に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR制度)並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置(SDS制度)等を講ずることにより、<u>事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進(4)</u>し、<u>環境の保全上の支障を未然に防止(5)</u>すること。

◆化管法の特徴

- (1) 国際的な動向を踏まえてできた制度であること 1992年「アジェンダ21」に化学物質の管理の重要性が位置づけられたこと、1996年OECDがPRTRの法 制化を勧告したことなど。
- (2) 幅広い化学物質を対象としていること 継続的に環境中に広く存在、又は将来環境中に広く存在することが見込まれるものを対象とすること。
- (3) 国民の理解の増進

排出量等のデータについての誤解によって混乱が起きないよう、化学物質の性状、排出の状況、管理の 状況などについて国民の理解を増進しながら、施策を進めること。

- (4) 事業者の自主的な管理の改善の促進
 - PRTR制度により、自社の化学物質の排出量等を把握することとなり、管理活動の必要性や進捗状況が明らかになる。また、SDSの交付により、化学物質の性状や取扱いについての知識を高めることができる。
- (5) 環境行政を進めるための情報源 PRTRデータの活用等により、国、地方公共団体が環境保全施策の企画、立案ができる。

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

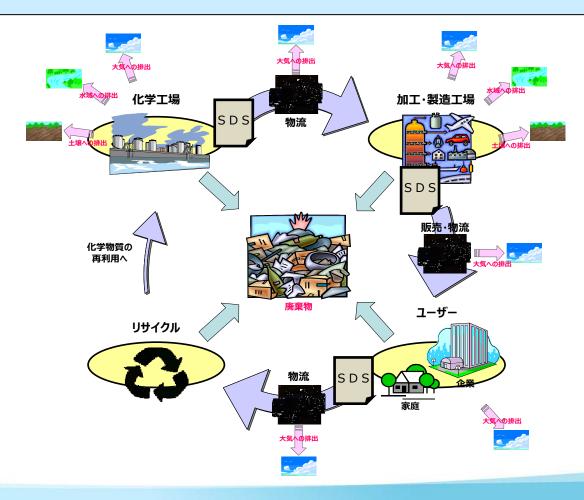
- 1. 化学物質の『リスク』とは
- 2. 化管法が制定された背景について
- 3. SDS制度について
- 4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5.化管法改正後の留意点

サプライチェーンにおける化学物質管理の必要性

- ◆ 現在の社会生活において化学物質は不可欠である。一方、使い方を誤ると、人 体や環境を脅かす有害なものとして作用する可能性がある。
- ◆ 製造工程のみならず、使用・廃棄などライフサイクルの各段階において適切な管理 を行い、問題を未然に防ぐことが必要。





化管法に基づくSDS制度

- ◆ 人の健康や生態系に有害性のおそれのある化学物質及びそれを規程含有率以上含有する 製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情 報の提供を義務づける制度
- ◆ 平成24年4月20日、化管法SDS省令は、化学品の情報伝達に関する国際標準である「GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)」の導入の促進を目的として改正。
- ▶ SDS (Safety Data Sheet:安全データシート)の提供義務
- ▶ ラベル表示の努力義務

➤ SDS制度の意義

- ◆ 指定化学物質等の適正管理のためには、有害性、適切な取扱方法などの情報が必須。
- ◆ 指定化学物質等の製造等を自ら行う者は、有害性等の情報を入手しやすいが、取引の際 には積極的に提供されにくい。



SDS制度により指定化学物質等の自主管理に必要な情報伝達を確保 (労働者の安全確保 → 安全な製品の製造、環境管理の向上)

(参考) GHS関連情報

➤ GHSとは

化学品の分類および表示に関する世界調和システム

(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

◆ 目的

GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康および環境の保護を行うことを目的としている。

◆ 規定内容

危険有害性を判定するための国際的に調和された基準(分類基準)

- 物理化学的危険性(爆発物、可燃性等 16項目)
- 健康に対する有害性(急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目)
- 環境に対する有害性(水生環境有害性等 2項目)

分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段





【NITEのGHS関連情報】

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

化管法に基づくSDSから得られる情報(1)

- ◆ 化管法SDS省令改正(平成24年4月20日)
- SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大(化管法SDS省令第3条)
- SDSの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力 義務化(化管SDS省令第4条第1項)

項目	記載内容
1. 化学品及び会社情報	化管法に基づくSDSの対象となる指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の名称とその提供者に関する情報が記載されている。
2. 危険有害性の要約	化学品の重要危険有害性及び影響(人の健康に対する有害な影響、 環境への影響、物理的及び化学的危険性)、並びに特有の危険有 害性があればその旨が明確、かつ、簡潔に記載されている。
3. 組成及び成分情報	化学品に含まれる化管法指定化学物質の組成、含有率等について記載されている。
4. 応急措置	化学品に従業員等がばく露した時などの応急時に取るべき措置の内容 について記載されている。
5. 火災時の措置	火災が発生した際の対処法、注意すべき点について記載されている。
6. 漏出時の措置	化学品が漏出した際の対処法、注意すべき点について記載されている。
7. 取扱い及び保管上の注意	化学品を取扱う際及び保管する際に注意すべき点について記載されている。

nite

化管法に基づくSDSから得られる情報(2)

項目	記載内容
8. ばく露防止及び保護措置	事業所内において労働者が化学物質による被害を受けないようにするため、ばく露防止に関する情報や必要な保護措置について記載されている。
9. 物理的及び化学的性質	化学品の物理的な性質、化学的な性質について記載されている。
10. 安定性及び反応性	化学品の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について記載されている。
11. 有害性情報	化学品の人に対する各種の有害性について記載されている。
12. 環境影響情報	化学品の環境中での影響や挙動に関する情報について記載されている。
13. 廃棄場の注意	化学品を廃棄する際に注意すべき点について記載されている。
14. 輸送上の注意	化学品を輸送する際に注意すべき点について記載されている。
15. 適用法令	化学品が化管法に基づくSDS提供義務の対象となる旨が記載されているとともに、適用される他法令についての情報が記載されている。
16. その他の情報	項目1から15までの項目以外で、必要と考えられる情報について記載されている。



化管法に基づくSDSの例

化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010年3月10日 改訂日 2016年1月12日

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名

溶剤A

会社情報

会社名 ####株式会社 担当部署 ####無

電話番号 Fax 番号

電子メールアドレス ABC@## 03-####-#### 緊急連絡電話番号

推奨用途及び使用上の制限

一般工業用途

区分 2B

区分1(中枢神経系、腎臓)

追加区分

03-###-####

03-####-####

〒123-### 東京都#####

会社情報は、国内製造事

業者等から了解が得られ

ている場合、当該事業者 の情報を追記していただ

危険有害性の要約

いてもかまいません。

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性

引火性液体

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

区分2

発がん性 区分 2

生殖毒性 区分 1A

生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1

(中枢神経系)、区分3 (気道刺激性、麻酔作用)

特定標的職器憲性(反復ばく露)

環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性) 区分 1 水生環境有害性(長期間)

GHS ラベル要素

絵表示



1/9

有害性情報 10. 安定性及び反

反応性、化学的安 危険有害反応可能 避けるべき条件

<化学品の人に対する各種の有害性>

混触危険物質 危険有害な分解生成物

火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

ラット LDso=5,000 mg/kg

ラット LD₅₀=12,000 mg/kg

軽度の刺激性を示した。

ラット LCso=3.319-7.646 ppm

乳に分泌されるとの報告がある。

試験において、中等度の刺激性を示した。

11. 有害性情報

情報なし

成分の有害性情報

トルエン

急性毒性 (経口) 急性毒性 (経皮)

急性毒性 (吸入:蒸気) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺

生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ヒトで 750 mg/m3 を 8 時間の吸入ばく露で筋脱力、錯乱、 協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、 精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に 至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に 麻酔作用を起こし、さらに、低濃度(200 ppm)のばく露 されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示し

ウサギ 7 匹に試験物質 0.5 mL を 4 時間の半閉塞適用した

ウサギ 6 匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、

ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦

に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎

児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報

告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

トルエンに平均29年間ばく露されていた印刷労働者30名 と対照者 72 名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集

中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照 群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テスト

でも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖で トルエンを含有した溶剤を吸入していた 19 歳男性で、悪 心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障

吸引性呼吸器有害性 炭化水素であり、動粘性率は 0.86 mm²/s (40°C) である。

エチルベンゼン

急性毒性 (経口) 急性毒性 (経皮) 急性毒性(吸入:蒸気)

眼に対する重篤な損傷性又は

眼刺激性

発がん性

ラット LD₅₀=3,500 mg/kg ウサギ LD₅₀=15,400 mg/kg

ラット LCso=17.2 mg/L

ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽微から軽度な眼刺激

IARC (2000) で 2B、ACGIH (2001) で A3 に分類されてい



化管法に基づくラベル表示内容

> ラベルの記載項目

化管法に基づくラベルの記載項目

1. 指定化学物質の名称/製品 名称	4. 危険有害性情報
2. 注意喚起語	5. 貯蔵又は取扱い上の注意
3. 絵表示	6. 会社情報



- ◆ 化管法SDS省令改正(平成24年4月20日)
- 指定化学物質等について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加(化管法SDS省令第5条)
- ラベルの作成、提供に際しては、JISZ7253に適合する方法で行うことを努力義務化(化管法SDS省令第5条)



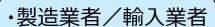
<GHS絵表示例>

SDSによる危険有害性情報の伝達と活用

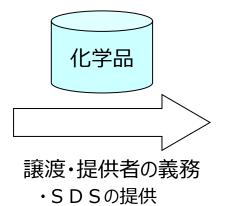
- SDSがなければ、その化学物質が何であるか不明。
- 化学物質が何であるか不明だと、化学物質の環境への排出抑制等、適切な管理を実施することは不可能。
- 化学物質等を取り扱う全ての関係者に対する教育、情報の周知ができない。



SDSの「提供」・「入手」は化学物質管理の基本



- ・調剤メーカー等
- •流通事業者 等



・ラベル表示

- ①SDSの入手
- ② SDS、ラベル表示による適切な管理 (化学物質の環境への排出抑制、リス クアセスメントの実施など)
- ③ 化学物質を取り扱う全ての関係者に対 する教育、情報の周知

化管法に基づくSDS及びラベルの作成について

- ◆ 作成するにあたっての確認
 - 対象事業者の確認
 - 指定化学物質の確認
 - 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品の場合には、「対象製品」の確認
 - SDS及びラベルの記載項目の確認

※化管法の他にも厚生労働省が所管する安衛法及び毒劇法においてSDS制度が規定されているので、必要があれば別途、安衛法及び毒劇法についても確認する。

◆ 参考資料

化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド ~事業者向けGHS分類ガイダンス

・GHS混合物分類判定システム~



- GHS対応 –化管法・安衛法・毒劇法における ラベル表示・SDS提供制度



https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2020/GHSpamphlet_2020.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/law/information/seminar2020/SDS_guidance_2020.pdf



(参考) 化管法に基づくSDS制度に関する情報

- ◆化管法SDS制度
 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html
- ◆ 化管法SDS制度に関するQ&A 対象事業者、対象化学物質・対象製品、作成方法、提供方法など https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html
- ◆ G H S 分類ガイダンス (事業者向け)
 事業者が J I S Z 7 2 5 2 に基づいて、G H S 分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/h25ver1.1jenter_re.pdf



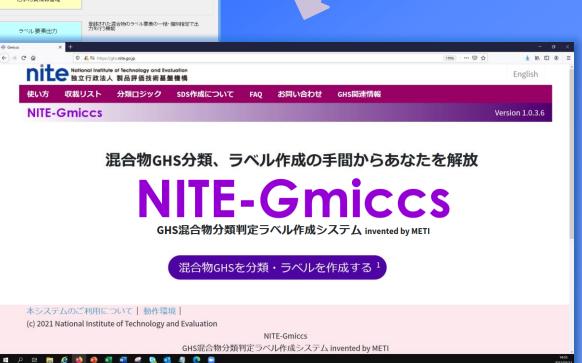
~GHS関連情報がリニューアルしました(2020/12/14)~https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

nite



GHS分類・SDS/ラベル作成 支援ツール





2021年4月 GHS混合物分類判定システムの Webツール NITE-Gmiccs が登場!!

特徵

- ・インストール不要
- ・アップデート不要
- ·PC移行作業不要

3つの不要であなたのGHS分類・SDS/ラベル作成をお助けします

まずはサイトヘアクセス!

NITE Gmiccs

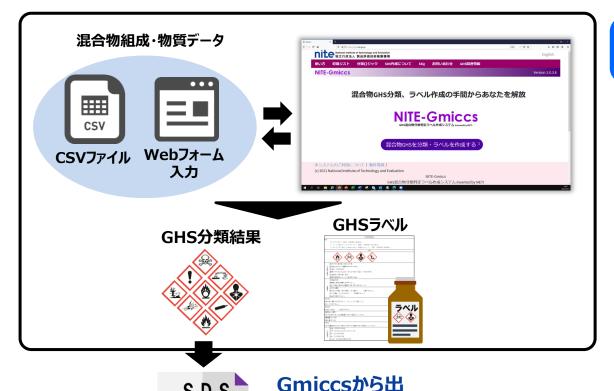




GHS混合物分類判定ラベル作成システム NITE-Gmiccs 活用方法



法律※で求められるGHSに対応した混合物(製品)のSDS作成・ラベル表示に活用できます



力したGHS分類

結果をSDSの作 成に活用できます

化管法

- ▶SDSの提供義務
- ▶ ラベルの表示努力義務

安衛法

- ▶SDSの提供義務
- ラベルの表示義務

毒劇法

- 名称、含量、製造業者の情報等の表示義務
- ◆ 性状・取扱に関する情報等の提供義務

※ 各法律で求められる義務の詳細については必ず所管省庁から公表される情報をご確認ください

TEL. 03-3481-1999 メールお問い合わせフォーム



使用方法についてお気軽にお問い合わせ下さい

HILC

31

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

- 1. 化学物質の『リスク』とは
- 2. 化管法が制定された背景について
- 3. SDS制度について
- 4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5.化管法改正後の留意点

化学物質による様々なリスク

化学物質のリスクには様々な経路でのリスクがある。



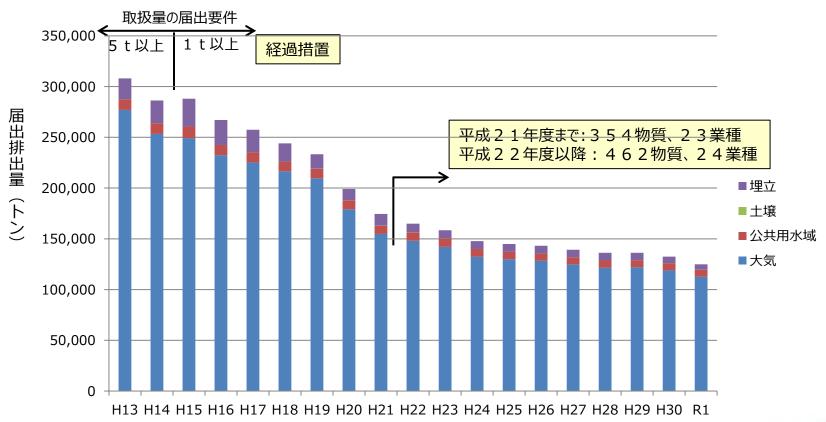
①作業者リスク	作業者が、取り扱っている化学物質を吸い込んだり、接触したりすることで、 作業者の健康に生じるリスク
②環境(経由)リスク	大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、周辺環境にお ける人の健康及び環境中の生物に生じるリスク
③製品(経由) リスク	製品に含まれる化学物質によって、人(消費者)の健康及び環境中の 生物に生じるリスク
④事故時のリスク(フィジカルリスク)	爆発や火災などの事故によって、設備や建物などの物(財)、及び人の 健康(人命)や環境中の生物に生じるリスク



リスク評価の必要性

PRTR制度施行から15年以上が経過し、排出量は当初の約半分となった。

- ✓ 可能な限りの削減対策は既に実施しており、これ以上の削減は難しい。
- ✓ この先どこまで排出量を削減すれば良いのだろうか?
- ▶ リスク評価を実施し、リスクの程度を把握すれば、具体的な対応策が検討できる。 さらにPRTRデータを活用すれば時間とコストの節約が可能となるのでは…。





少し脱線:PRTRデータの活用

PRTRデータについて、もっと有効活用していこうという動きが国としてもある。

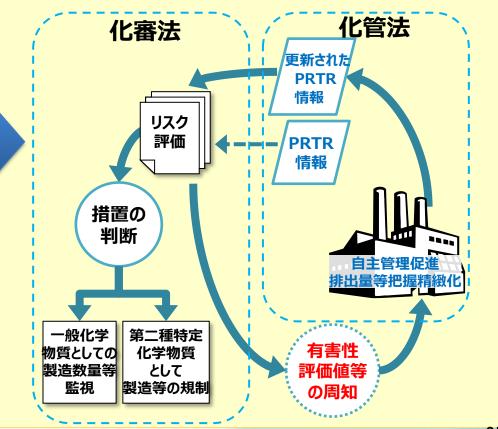
現状

✓ 化審法では規制措置判断のリスク評価に化管法のPRTR 情報を利用。

化審法 化管法 リスク 評価 **PRTR** 情報 措置の 判断 公表 一般化学 第二種特定 化学物質 物質としての 製造数量等 として 監視 製造等の規制

今後

- ✓ 化審法のリスク評価で得られた有害性評価値(超過するとリスク懸念と推計される環境中濃度等)を事業者に周知することで、事業者が当該値を参考にして排出削減目標が定めやすい等のインセンティブが働き、自主管理をより一層促進。
- ✓ この結果、リスク評価と自主管理の好循環が生まれる。



4. PRTRデータの活用

参考: 化審法について

目的

○人の健康を損なうおそれ又は<u>動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれ</u>がある 化学物質による環境の汚染を防止。

概要

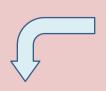
- ○新規化学物質の事前審査
 - →新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- ○上市後の化学物質の継続的な管理措置(既存化学物質のリスク評価な ど)
 - →製造・輸入数量の把握(事後届出)、有害性情報の報告等に基づくリスク評価
- ○化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じ た規制及び措置
 - →性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等に指定
 - →製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化学物質のリスク評価(概要)

化学物質の取扱い状況の把握

取り扱っている化学物質に関する情報(化学物質の種類、取扱量、排出先、排出量、 有害性情報、法規制情報など)を収集し、取扱い状況を把握する。





ステップ1:シナリオ設定 どの化学物質をどのような目的、範囲、条件等で評価するかを決定する。

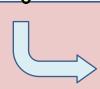


ステップ 2: 有害性評価 リスク評価で使用する有害性評価値に ついて調べる。 •

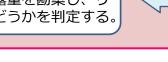
《リスク評価》

ステップ3:ばく露評価 どのくらいの量(濃度)の低学物質に さらされているかばく露量を調査する。





ステップ4:リスク判定 有害性の強さとばく露量を勘案し、リスクが許容できるかどうかを判定する。





<u>リスク管理、そしてリスクコミュニケーションへ</u>

リスクの内容を分析し、その発生確率の高低と発生時の損失の度合の兼ね合いでリスク管理の方法(リスク削減措置等)を判断する。また、必要に応じ関係者間の情報共有、対話を行う。



関心のある化学物質を決める

例えば、SDSから

化管法に基づく SDS 作成例 (溶剤A | トルエン/エチルベンゼンの混合物)

作成日 2010年3月10日 改訂日 2016年1月12日

会社情報は、国内製造事

業者等から了解が得られ

ている場合、当該事業者

の情報を追記していただ

危険有害性の要約

いてもかまいません。

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称

製品名 溶剤A

会社情報

会社名 ####株式会社

担当部署 ######

住所 〒123-### 東京都##### 03-####-#### 電話番号

03-####-#### Fax 番号 電子メールアドレス ABC@##

緊急連絡電話番号 03-####-####

推奨用途及び使用上の制限

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性

引火性液体 区分2

健康に対する有害性

急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2B

発がん性 区分 2

生殖毒性 区分 1A

追加区分 生殖毒性・授乳に対する又は授乳を介した影響

一般工業用途

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

(中枢神経系)、区分3 (気道刺激性、麻酔作用)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系、腎臓)

環境に対する有害性

水生環境有害性 (急性) 区分 1 水生環境有害性(長期間) 区分3

GHS ラベル要素

絵表示



1/9

有害性情報 10. 安定性及び反 反応性、化学的安

危険有害反応可能 避けるべき条件 混触危険物質

<化学品の人に対する各種の有害性>

危険有害な分解生成物

火災等の場合は、毒性の強い分解生成物が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

情報なし

成分の有害性情報

トルエン

急性毒性 (経口) 急性毒性 (経皮) 急性毒性(吸入:蒸気)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺

生殖毒性

ラット LDso=5,000 mg/kg ラット LD₅₀=12,000 mg/kg

ラット LCso=3,319-7,646 ppm

ウサギ 7 匹に試験物質 0.5 mL を 4 時間の半閉塞適用した 試験において、中等度の刺激性を示した。

ウサギ 6 匹に試験物質 0.1 mL を適用した試験において、

軽度の刺激性を示した。

ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦 に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎 児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など報 告される。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母

乳に分泌されるとの報告がある。

ヒトで 750 mg/m3 を 8 時間の吸入ばく露で筋脱力、錯乱、 協調障害、散瞳、3,000 ppm では重度の疲労、著しい嘔気、 精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に 至っている。ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に 麻酔作用を起こし、さらに、低濃度(200 ppm)のばく露 されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示し

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

特定標的職器毒性(単回ばく露)

トルエンに平均29年間ばく露されていた印刷労働者30名 と対照者 72 名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集 中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照 群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テスト でも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、嗜癖で トルエンを含有した溶剤を吸入していた 19 歳男性で、悪 心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障 害を示した。

炭化水素であり、動粘性率は 0.86 mm²/s (40℃) である。

吸引性呼吸器有害性

エチルベンゼン

発がん性

急性毒性 (経口) 急性毒性 (経皮) 急性毒性(吸入:蒸気) 眼に対する重篤な損傷性又は 眼刺激性

ラット LD₅₀=3,500 mg/kg ウサギ LDso=15,400 mg/kg ラット LCso=17.2 mg/L

ウサギを用いた眼刺激性試験の結果、軽微から軽度な眼刺激 性を有する。

IARC (2000) で 2B、ACGIH (2001) で A3 に分類されてい

nite

経済産業省「化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド」から抜粋

4. PRTRデータの活用

関心のある化学物質を決める

例えば、新聞から

【1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタンで胆管がん発症】

【2012年06月12日】

大阪市内の印刷会社の元従業員が<u>高頻度で<mark>胆管がんを発症し</u>、男性4人が死亡した。 印刷会社で使われた洗浄剤に含まれる<u>有機溶剤が発症原因の可能性</u>もあると指摘しているが、 因果関係はまだはっきりしていない。</u></mark>

一方、大阪市の印刷会社では、<u>動物実験で発がん性</u>が指摘されている「<u>1、2-ジクロロプロパン</u>」と「<u>ジクロロメタン</u>」を多量に含む洗浄剤が約10年前まで使われていたが、<u>従業員</u>に防毒マスクを支給していなかった</u>ことが元従業員らの証言で判明。劣悪な作業環境が被害を拡大させた可能性もある。

大阪市の印刷会社では、印刷の誤りなどを修正する校正印刷部門に平成3~15年までの間に勤務していた男性33人のうち少なくとも5人が<u>胆管がんを発症</u>、4人が死亡した。発症年齢が25~45歳と若く、発症率は日本人男性の平均の約600倍と高かった。

【2012年07月10日】

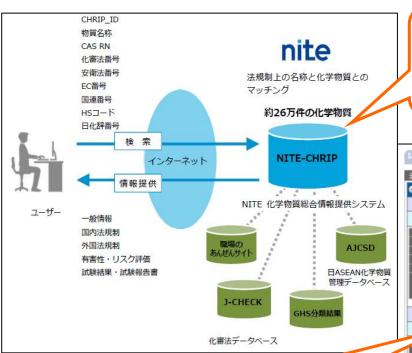
厚生労働省が全国の印刷業の561事業所を対象に実施した緊急調査によると、新たに3人が胆管がんを発症していたことがわかった。いずれも男性で、このうち2人は既に死亡している。この問題を巡る、<u>胆管がんの発症者</u>は、5都府県の5事業所で<u>計17人(うち死亡8人)</u>となった。



化学物質に関する情報収集(NITE-CHRIP)

[NITE-CHRIP: NITE Chemical Risk Information Platform] https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

- 独自にデータを収集、ホームページ上で無料公開しているデータベース。
- 化学物質に関する国内外の法規制情報、有害性情報及びリスク評価情報等を 検索することができる。



- ▶ 調べたい化学物質の名称、CAS No.、法規制番号 を入力するだけの簡単検索(部分一致検索も可)
- ▶ 関連する法律を一挙に確認
- 約2か月に一度、最新情報に更新



一般情報、国内法規制、各国インベントリ、 海外PRTR各国有害性評価など 4. PRTRデータの活用

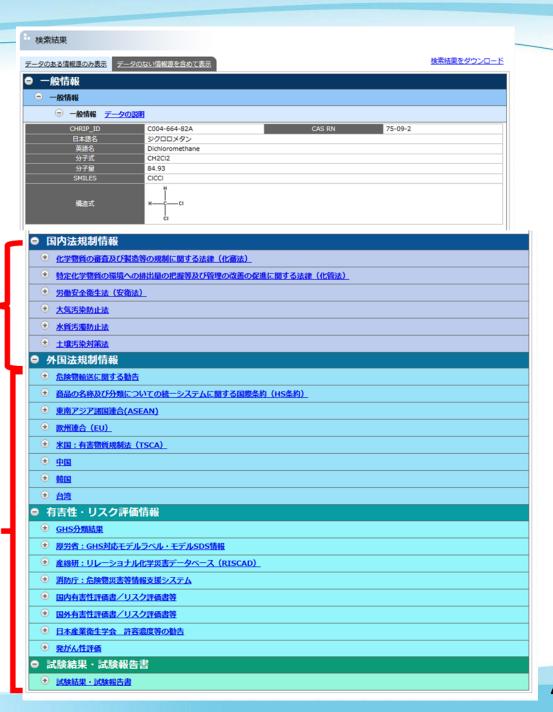


化学物質から調べる ▶

例えば、 『ジクロロメタン』 を検索すると・・・

【国内法規制情報】 日本国内において6つの法律 の下に管理されていることを 確認することができる

【外国法規制情報】& 【有害性・リスク評価情報】 8つの日本以外の法規制情報 があること、8つの有害性・ リスク評価に関する情報、複 数の試験結果・試験結果報告 書を入手できることが確認で きる

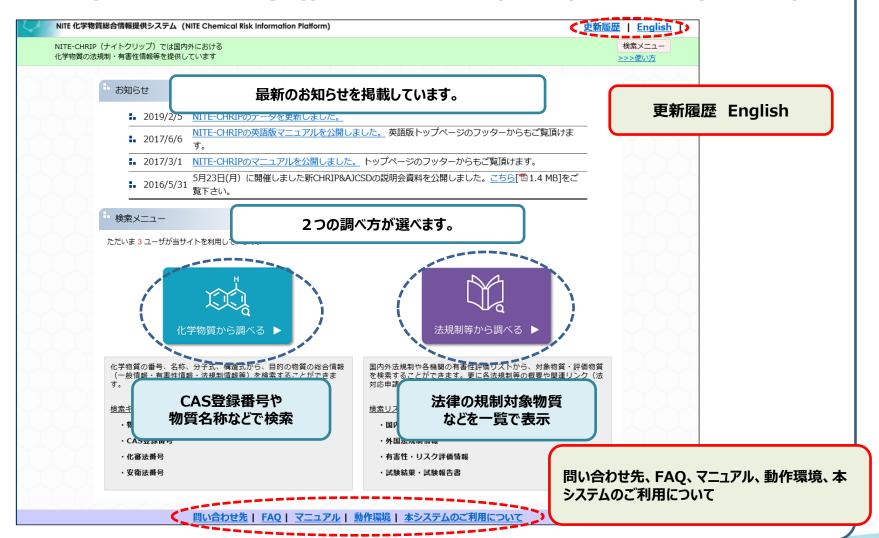


4. PRTRデータの活用

参考: NITE-CHRIPの使い方

トップページ

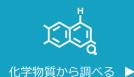
日本語版:https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop 英語版:https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/systemTop



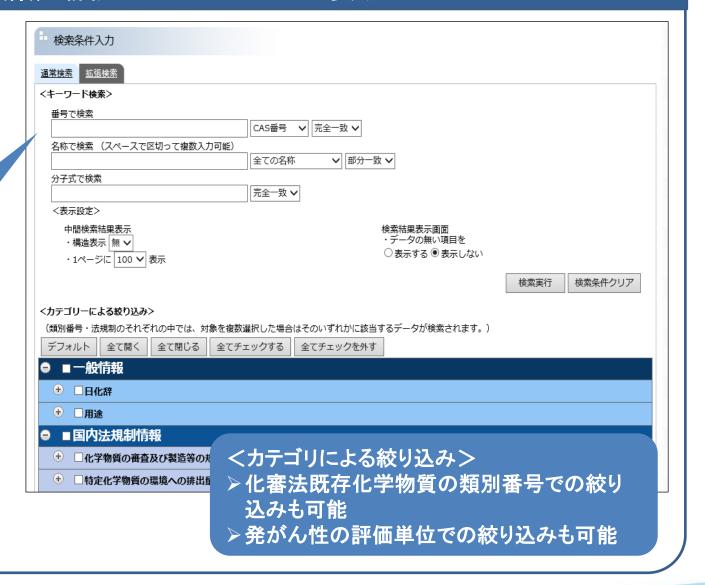


参考: NITE-CHRIPの使い方

総合検索(通常検索) 詳細はNITE-CHRIPマニュアル参照



CAS番号、化審 法番号、安衛法 番号、EC番号、 国連番号、 CHRIP_ID、 日化辞番号から 選択



ジクロロメタンの現状把握

◎暴露状況

環境中への排出量は、PRTR対象物質の中でも上位である。また、排出源の多くは事業所(点源)からの排出であり、その排出先のほとんどは大気である。

◎有害性関連

IARCによる発がん性評価で、グループ2Aに分類されている。また、厚生労働省は、胆管がんの発症原因と医学的に推定されるとしている等、強い有害性を示す。

◆ジクロロメタンの P R T R データ

単位: k g/年(排出量及び移動量)

R1年度		届出排出	量		⑤届出移動量	⑥届出排出	⑦届出外	⑧総排出量	9届出
地域	①大気	②水域	③土壌 +埋立	4合計[①+②+③]	(廃棄物 +下水道)	·移動量合計 [④+⑤]	排出量 (推計値)	(届出+推計) [④+⑦]	排出量割合 [④/8]
全国	9,234,241	4,328	0	9,238,569	6,579,129	15,817,698	1,826,253	11,064,822	83%
愛知県	463,452	111	0	463,563	151,469	615,032	141,590	605,153	77%

- ⑦は、対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量のみ推計されている。
- ✓ 大気への届出排出量が462物質中、全国で5番目、愛知県では6番目に多い。
- ✓ 届出排出量の割合は、全国で83%、愛知県においては77%とやや高い。
- ✓ 届出排出量のうち、大気からの排出量は99.9%以上である。(すそ切り以下事業者からの排出割合も同様)
- ◆印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会(厚生労働省)

2012年3月に、大阪府の印刷事業場で、化学物質の使用により胆管がんを発症したとの請求がなされたことを受け、同年9月から「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」において業務との因果関係について検討し、大阪府の印刷事業場に従事する労働者に発症した胆管がんの発症原因について、医学的知見を報告書としてとりまとめました。

【報告書のポイント】(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002x6at-att/2r9852000002x6zy.pdf)

- (1) 胆管がんは、ジクロロメタン又は1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度暴露することにより発症し得ると医学的に推定できる
- (2) 本件事業場で発生した胆管がんは、1, 2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度暴露したことが原因で発症した蓋然性が極めて高い。

4. PRTRデータの活用 ステップ1:シナリオ設定

リスク評価の前提と目的を明確にする

シナリオ設定:リスク評価の目的、範囲、条件等を決定する。

⇒どの化学物質が、どのような道筋で、何に影響を与えるのかなどリスク評価の 前提となる条件を設定する。

①シナリオ

目的:ジクロロメタンによる愛知県庁周辺の呼吸による健康影響を評価する。

▶ 対象物質:ジク□□メタン(別名:塩化メチレン)

▶ 関連法令:化管法(第一種指定化学物質 政令番号:1-186)、安衛法、化審法、

大防法、他

▶ 対象期間:平成30年度(2018年度)

対象地域:愛知県庁周辺

[愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1-2]

対 象:愛知県庁周辺に居住する市民

対象影響:健康影響(長期毒性)

暴露経路:大気からの吸入暴露(一般環境経由)

考慮事項:

- ① リスク評価の対象とする化学物質の選定
- ② 影響を受ける対象の選定 (評価する地域、ヒト・生物の選定)
- ③ 化学物質の排出条件と排出先の把握
- ④ 暴露の道筋と経路の検討

その他

評価基準値の設定

<u>ステップ1で設定したシナリオに基づいて、</u>

対象とする生物、対象とする影響、対象とする暴露経路などをもとに、適切な評価基準値を設定する

②評価基準値

【評価基準値の設定】

- リスク評価に用いるためのヒトや生物に対して有害な影響を示さない化学物質の量(評価の対象となる値)である「評価基準値」を設定する。
- 「評価基準値」として設定することができるデータには、以下の ものがある。
 - ① 動物試験の結果をヒトに適用した量
 - ② 大気の環境基準や指針値(次スライド)

有害性情報を調べる方法(例)

- SDS(Safety Data Sheet)
- 既存の有害性評価書及びリスク評価書
- 有害性情報に関するデータベース



PRTRデータの活用 ステップ2:有害性評価

評価基準値の設定(環境基準値等の利用)

例えば、

評価基準値: <u>0.15m g/m³</u>(年平均値)

- 有害性評価では、人の健康に対して有害な影響を示さない量を求める。
- ▶ ここでは、評価基準値としてジクロロメタンの有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 0.15mg/m³(年平均値)を採用する。

【環境基準等の検索方法】

◆chemi COCO(ケミココ) 【http://www.chemicoco.go.jp/】 基準値・指針値は環境省化学物質情報検索支援システム(ケミココ)より検索可能



4. PRTRデータの活用 ステップ3:ばく露評価

ステップ3:ばく露評価

<u>ステップ1で設定したシナリオに基づいて、</u>

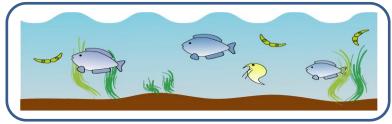
ばく露評価:

どれくらいの量の化学物質に晒されているのかを推定する。

- ⇒化学物質が影響を受ける対象へ至る道筋(ばく露経路)と暴露する量 (濃度)を求める。
- ⇒ばく露量は、実測値あるいは数理モデルを用いて推定する。



水生生物

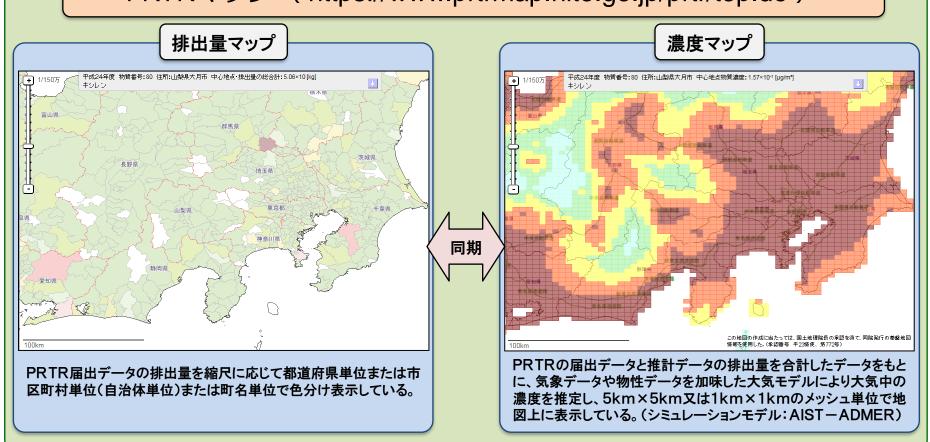


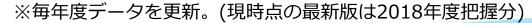
PRTRマップの活用

定常的な実測が困難な場合は、

PRTRマップの濃度マップを活用し、大気中推定濃度(ばく露量)を調べる。

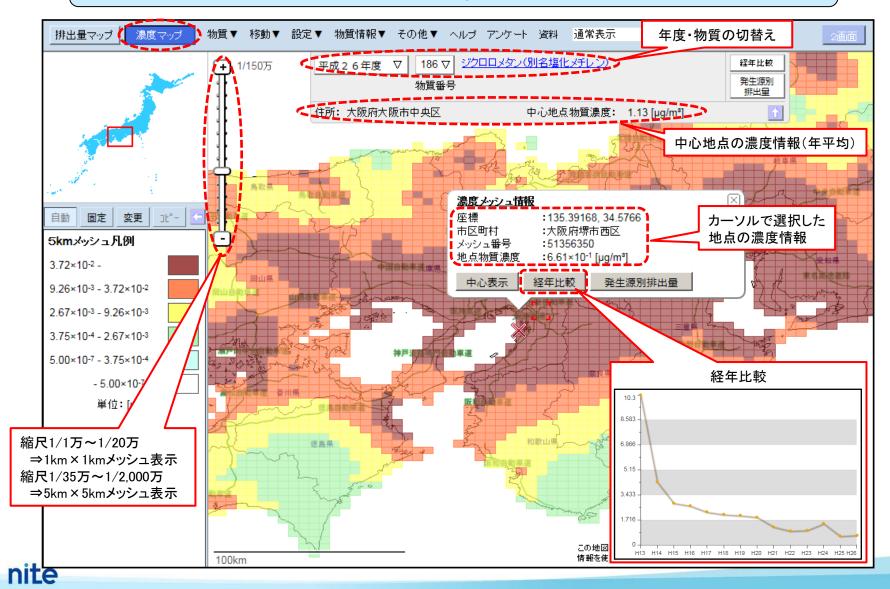
PRTRマップ (https://www.prtrmap.nite.go.jp/prtr/top.do)





PRTRマップ(濃度マップ)の機能

濃度マップから、推定濃度の分布や選択した地点の推定濃度を調べることができる。(年度や対象物質の選択が可能)

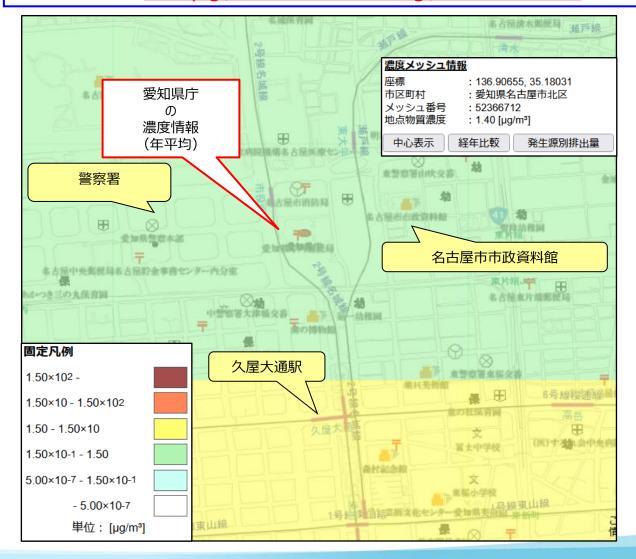


4. PRTRデータの活用 ステップ3:ばく露評価

PRTRマップを活用した暴露濃度の設定

③暴露評価

愛知県庁周辺のジクロロメタンの推定暴露量(濃度) $1.40\mu g/m^3 = 0.00140 mg/m^3$ (年平均)



ステップ4:リスク判定

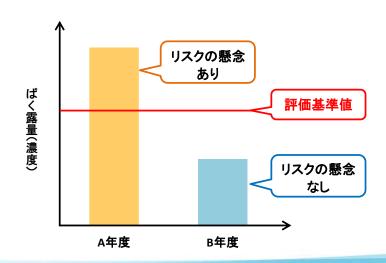
<u>ステップ2で設定した評価基準値と</u> ステップ3で求めた推定ばく露量(濃度)に基づいて、

推定されたばく露量(濃度)が評価基準値より高いかどうかをみることにより、環境リスクが懸念されるか判定する。

リスク判定の基準

評価基準値 ≦ 推定ばく露量(濃度) ⇒ リスクの懸念あり

<mark>評価基準値</mark> > 推定ばく露量(濃度) ⇒ リスクの懸念なし



ステップ4: リスク判定(例)

《リスクの判定結果》

推定ばく露量(濃度) 評価基準値

 $0.15 \text{ mg/m}^3 > 0.00140 \text{ mg/m}^3$

- ・愛知県庁周辺におけるジクロロメタンの推定暴露量(濃度)0.00140 mg/m³は、評価基準値0.15mg/m³よりも小さい。
- したがって、現時点ではジクロロメタンによる愛知県庁周辺住民の呼吸による 健康リスクの懸念はないと判断する。



4. PRTRデータの活用

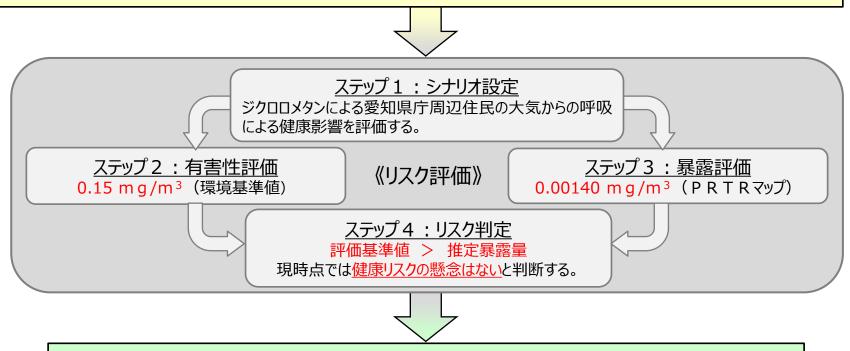
ジクロロメタンのリスク評価のまとめ

(愛知県庁周辺)

化学物質情報の収集(取扱い状況の把握)

- ・愛知県におけるジクロロメタンの排出量は、PRTR対象物質中6番目に多く、そのほとんどが大気への排出である。
- IARCの発がん性評価でグループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性を示す)に分類されているなど、強い有害性を示す。

現時点の排出状況において、愛知県民(愛知県庁周辺の居住者)の健康に影響はあるのか。



リスク管理・リスクコミュニケーション

リスク評価の結果、現時点において愛知県庁周辺のジクロロメタンによるリスクは許容できる範囲内であり、現状の管理を継続する。

しかし、排出状況は変動するため、ジクロロメタンの大気中濃度の監視を継続的に行う。 また、リスク評価結果については、CSR報告書や住民説明会等において定期的にわかりやすく紹介する。



リスクに基づく適切な化学物質管理

- 化学物質による人の健康や環境中の生物への影響を科学的手法により明らかにする。(リスク評価)
- 得られたリスク評価結果からリスクの内容を分析して、リスクが許容できるかどうかのレベル設定を行い、そのリスクを超えないように管理する。 (リスク管理)
- これら一連の情報を根拠を付して、社会に向けてわかりやすく提示する。 (リスクコミュニケーション)
- 1. 対象とする化学物質を選択する。 有害性、排出量、法制度、社会・経済状況、費用対効果等を考慮。
- 2. リスクの程度を把握する。… リスク評価
 - ① リスクの定量的な評価
 - ② 社内、社外の様々な要因の検討
- 3. 具体的な対策を行う。… リスク管理
 - ① リスクが懸念される。
 - ⇒ 低減策(施設改修、代替物質、社内体制等)の検討
 - ② リスクが懸念されない。
 - ⇒ 現在の低いリスクを継続するための対策
 - ③ リスクの状況を問わず。
 - ⇒ 住民への情報提供の方法の検討(リスクコミュニケーション、CSR報告書等)



【参考】リスクコミュニケーションの手法

【化学物質管理におけるリスクコミュニケーションガイド】 (リスコミガイド)

- ▶ 化管法制定と共にリスコミが導入されて 20年近くが経過
 - ✓国、自治体、業界団体はその普及に努めてきた ✓ ノウハウが蓄積されていった
- ▶ リスコミを取り巻く環境は大きく変化
 - ✓情報公開が社会的責任のひとつとしての理解
 - ✓大規模災害リスクへの関心の高まり

<リスコミの企画のための入門書>

- ・自治体や企業のリスコミ担当者などリスコ ミを企画する側への支援
- ・住民側の視点や役割に関する記述ももりこ んでいる
- ・具体的な事例を踏まえた解説書



【ホームページ】

https://www.nite.go.jp/data/000094804.pdf また、リスコミに関しては下のページにまとめております。 https://www.nite.go.jp/chem/management/rc_index.html

化学物質管理における リスクコミュニケーションについて

- 1. 化学物質の『リスク』とは
- 2. 化管法が制定された背景について
- 3. SDS制度について
- 4. PRTRデータの活用

(PRTRマップを使ったリスク評価について)

5.化管法改正後の留意点

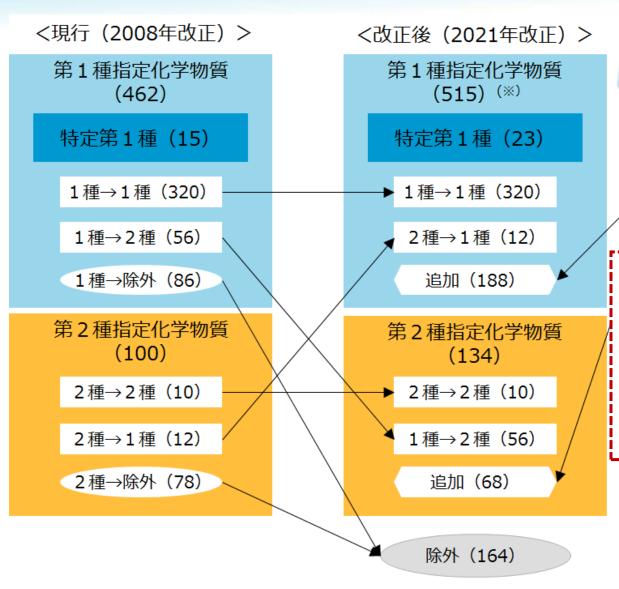
と思われる。

化管法改正について

- ○施行後から7年後に見直すことになっ ている。
- ○前回の見直しから7年経過したため、 平成30年度から見直しを行っている。物質見直しに係るパブリックコメントを募集等が終わっていることから、近い将来、改正後の政省令が公布される
- ○前回改正した際は、対象物質が35 4物質から462物質に増加。次の 改正後はどうなるかについては次のス ライドで説明。

(施行期日) の法律 な措置を講ず 一の施行 施行後七年を経過し その結果に基づ

特定化学物質の環境 する法律 排出量 の把握等及び管理 の改善の促進に関



※経済産業省HPから抜粋: https://www.meti.go.jp/policy/chemic al_management/law/prtr/seirei4.html

> 現行化管法 対象物質 以外の物質 (256)

▲【注意】 ▲

物質の増減だけではなく、統合 (例えば鉛など) された物質 や分離された物質があります。 物質リスト(次のスライドに掲載しています。) を確認するよ うお願いいたします。

化管法対象物質が増加した。





ホーム 経済産業省について お知らせ 政策について 統計

🗳 ▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ 安全・安心 ▶ 化学物質管理 ▶ 化学物質排出把握管理促進法 ▶ PRTR制度 ▶ 政省令等 ▶ 対

対象化学物質について -物質一覧表 -

- ▶ PRTR制度トップ▶ 対象化学物質▶ 対象事業者▶ 排出量等の算出方法▶ 届出方法▶ 集計結果の公表▶ 排

政省令等

管理番号リスト(新旧対照表)

リストにおける変遷等記号は以下の内容となっています。

- ●:除外される物質(2008第1種:86物質、2008第2種:78物質)
- (グループ化等、理由):グループ化、範囲拡大等、新たに管理番号が付与される物質(9物質)
- ▲:2008第1種→2021第2種(56物質)
- ■:2008第2種→2021第1種(12物質)
- □:特定1種追加(9物質)
- ★:現行指定物質のグループ化、範囲拡大、分離等による新規物質(7物質)
- ○:新規追加物質(2021第1種:188物質、2021第2種:68物質、そのうち、制定時物質復活(一部範囲拡大):13物質)
- ◇:名称変更(指定範囲変更なし:ノルマル削除、ウレア→尿素変更、炭化水素鎖表記の統一化)

リスト中「2021 (R3)改正政令番号」の列には、改正政令別表第1の物質(第1種指定化学物質)については号番号を算用数号 たものの前に「1-」を、同令別表2の物質(第2種指定化学物質)については号番号を算用数字にして3桁表記にしたものの前 記しています。

- EXCEL形式 (EXCEL形式: 109KB)
 ■
- PDF形式 (PDF形式: 911KB)

~経済産業省·HP~

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/law/prtr/seirei4.html



<u>HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > SDS制度</u> > SDS対象物質とは

SDS対象物質とは

■ View

SDS制度の対象となる化学物質は、本法に定める第一種指定化学物質及び第二種指定化学 安全衛生法、毒物及び劇物取締法によってもSDS対象物質が定められています。

化管法对象物質(2021(令和3)年10月20日公布)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部 2021(令和3)年10月20日に公布され、対象物質が2023(令和5)年4月1日から変更します。

第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(代表的なCAS登録番号収載)【Excel:124KB】

<<追記:2021.10.26>>

管理番号598及び599の物質ついて代表的なCAS登録番号を修正しました。

【参考】2021(令和3)年11月30日確認済みのCAS登録番号のリストを掲載しました。

第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト(確認済みのCAS登録番号収載) 【Excel: 662KB

~NITE·HP~

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html

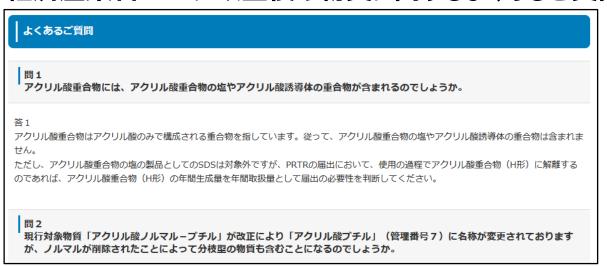
nite 物質リストについては経済産業省またはNITEのHPからダウンロードできます!

IUD/AWALIC JVIC							
				2021 (R3) 改正			
				特			
管理番号	物質名称	別名	第	定	第		9
,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1836 A 13		_	第		政令番号	-
			種	14	種		1 種
1	八个小这件儿入地			種		1-001	
1	沿の水溶性化合物		•				
2 7	レルアミド		•			1-003	
3 7	クし酸エチル		•			1-004	
4 ア	クリンプ及びその水溶性塩		•			1-006	
5 ア	クリル - (ジメチルアミノ)エチル		•			1-007	•
6 T	ク 前回改正時は、指定物質からの除	:タトに伴い. ≥	 占 該	にか	····· ·哲	以	物質番
7 7	っ 号にずれが生じましたが、今回からi 与されました。						
8 T	2 ⇒化管法の政令改正により今後技	5:定化学物图		心神	: 1 п	. 当川(全	されても
9 ア	7		_ 717				
10 T	1指定化学物質に対応する固			(9)	E'J	生倒与	は原則
11 7	📴 維持されます。 (事業者の負担	旦軽減)					
12 7	セトアルデヒド	[1-017	
13 ア	セトニトリル						
14 T	セトンシアノヒドリン		•			1-018	
15 T	15 ア <mark>セナフテン</mark>					1-019	
nile 16 2	ク'-アゾビスイソブチロ=トⅡル						

5. 化管法改正後の留意点

化管法改正について

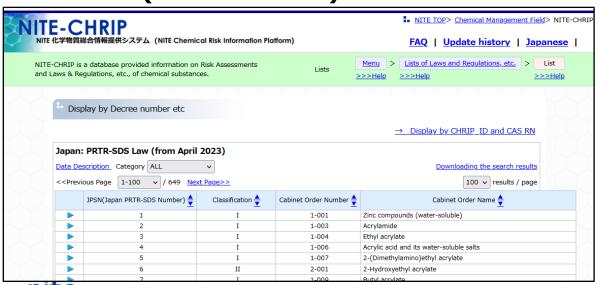
経済産業省・HPに改正後の物質に関するよくあるご質問が掲載されております。



~経済産業省·HP~

https://www.meti.go.jp/policy/che mical_management/law/prtr/seirei 4.html

NITE・HP(NITE-CHRIP)に対象化学物質の英語リストが掲載されております。



~NITE·HP(NITE-CHRIP)~

https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpcLst?_etrans=&slScNm=RJ 02 002

ご活用ください!!

nite

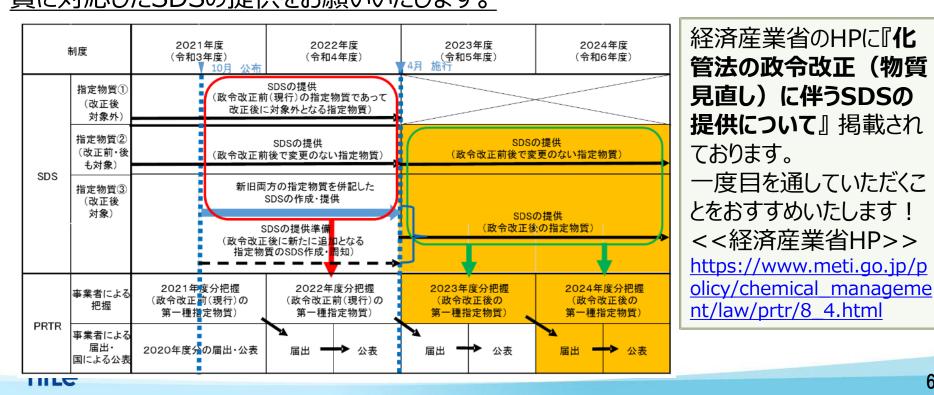
~PRTR制度について~

新規指定化学物質の排出量等の把握は令和5(2023)年4月1日 届出は令和6(2024)年4月1日

からになります。

~SDS制度について~

新規指定化学物質のSDS提供義務は**令和5(2023)年4月1日**から開始されますが、 サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、<mark>可能な限り早期</mark>に新規指定化学物 質に対応したSDSの提供をお願いいたします。



経済産業省のHPに『化 管法の政令改正(物質 見直し)に伴うSDSの 提供について』掲載され ております。 一度目を通していただくこ とをおすすめいたします! <<経済産業省HP>>

5. 化管法改正後の留意点

その他:届出の手続きについて押印が廃止されました

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正す る省令案(仮称)の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(※)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
- これを踏まえ、今般、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関して押印を不要とするため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成十三年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)の様式について所要の規定の整備を行う。
 - ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・ 提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

詳細については、届出の手引きをご参照ください!

※令和2年11月26日パブコメより抜粋

www.meti.go.jp > policy > law > prtr > tebiki2 ▼

PRTR届出の手引き (METI/経済産業省)

「PRTR届出の手引き」は、本法に基づくPRTRの届出に関を解説したものです。 届出書の作成・提出の方法について

今年度から押印は不 要になっています。



NITEからの情報提供

化学物質管理に関する情報収集には

メールマガジン【NITEケミマガ】 NITE化学物質関連情報

NITEケミマガ

検索

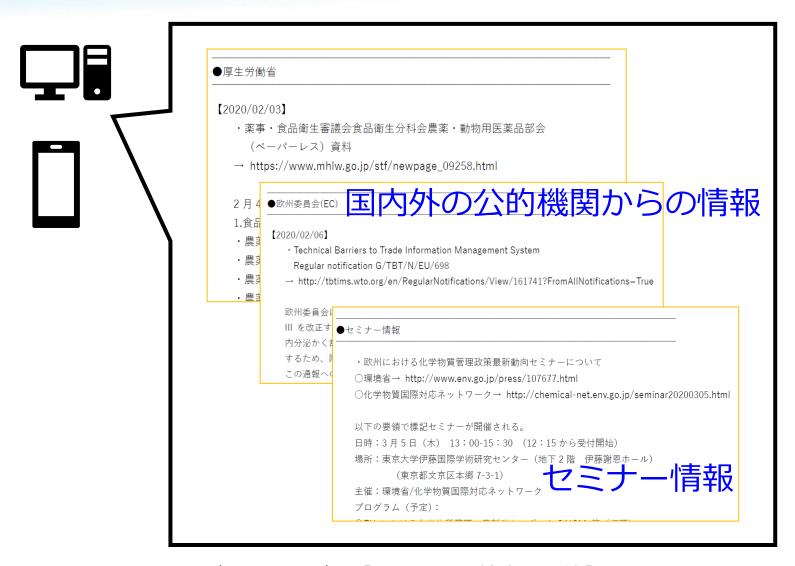
配信登録受付中!

https://www.nite.go.jp/chem/mailmagazine/chemmail_01.html

- ✓ 化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報 等を無料で配信するサービスです。
- ✓ 政府、独立行政法人等の公的機関等のホームページから 発信された情報をリンクとともに掲載しております。
- ✓ 原則毎週水曜日にお届けします。



NITEからの情報提供

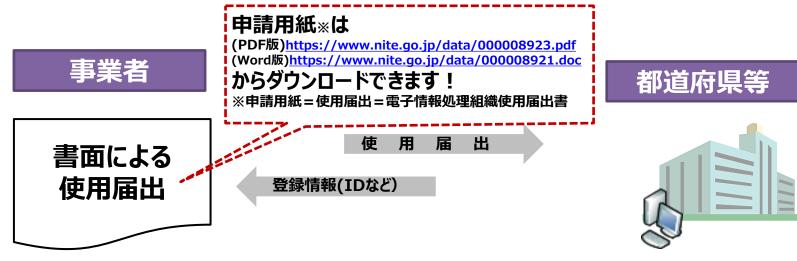


※バックナンバー【キーワード検索も可能】 https://www.nite.go.jp/chem/shiryo/chemimaga.html

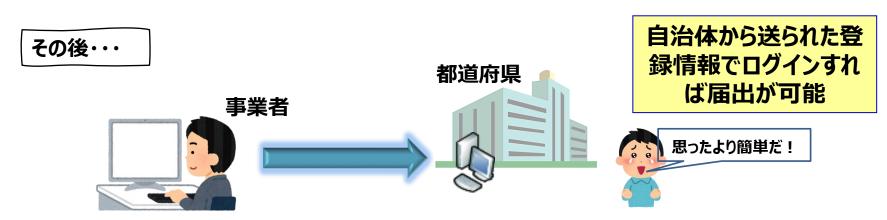


PRTRの御担当者の皆様へ・・・

~電子届出を活用しよう~



使用届出を都道府県に提出することで、登録できる! (提出方法は自治体にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません!)





電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、 (昨年度も届出している場合) 『別紙の情報』が入っているので<u>作成がとても簡単!</u>



毎回同じ情報を 入力しなくでも 大丈夫!!



PRTRの御担当者の皆様へ・・・・

電子届出のメリット(届出書作成時点)

自動的に有効数字を2桁に変換してくれます!!

号番号				1				
号				_		値『6210』(は『6200』に変換されます。	
	非出量>							ок
1	大気への排出	6210	半角数字)【必须	頁】				
	公共用水域への排出		半角数字)【必	排出先の河	川、湖沼、	海域等		
	ATTIMINATION WORK	須】		の名称			· ·	

~排出量・移動量の届出書への記入に際して~

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合						
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示					
0 · 0493	0 . 0					
0 - 0926	0 · 1					
0 - 302	0 . 3					
4 . 75	4 . 8					
9 . 98	10					
12 . 2	12					
1,875	1,900					
2,141	2,100					
9,869	9,900					
9,987	10,000					
10,234	10,000					
10,766	11,000					

ダイオキシン類の場合						
算出結果	算出結果の					
(生データ)	有効数字2桁表示					
0 · 0493	0 · 049					
0 - 0926	0 . 093					
0 . 302	0 . 30					
4 . 75	4 . 8					
9 . 98	10					
12 . 2	12					
1,875	1,900					
2,141	2,100					
9,869	9,900					
9,987	10,000					
10,234	10,000					
10,766	11,000					

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、

小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き42ページ 排出量等の数値は有効数字2桁で 記載する必要があります。

詳細については

『届出の手引き』

と検索すると上位に表示されますので、 そちらからご確認いただくか、下の URLからご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chem ical_management/law/prtr/pdf/tebi ki/R2tebiki_download_all.pdf



PRTRの御担当者の皆様へ・・・



処理	電子届出	書面届出				
	基本情報は登録済	手書き				
	入力補助&ミス防止機能つき	or word等 (PCソフト)				
1.届出書作成		or 届出作成支援システム※で作成				
		※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。				
2.届出書印刷	不要(印刷は可能)	必要				
2 担山士計	届出システムからボタンをクリック!	郵送(切手必要)				
3.提出方法		or 直接自治体へ持参				
4.照会	少ない	多い				
4.炽云	3 401	形式的な入力ミス				
5.照会への対応	届出システムで回答	電話&FAX等で回答				
フ! //ピス・ペント3//ピ	(ご自身の都合のよい時間に回答可能)					
6.過去の届出と比較	過去の届出データ(電子届出のみ)と比較可能。	毎年コピー(紙)保管なら比較可				

nite

PRTRの御担当者の皆様へ・・・・

・年度からDMが"はがき"へ変更します!

昨年まで

(封筒)

₹151-0066

東京都渋谷区西原2-49-10

化学物質管理センターリスク管理課

00001

(中身)

全和2年度PRTR届出の受付開始のお知らせと電子届出利用のお願い

经済産業省製造産業局化学物質管理課

平素より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法)に基づく化学物質の自主管理にお取り組みいただき、誠にありがとうございます。

1. 令和2年度PRTR届出の受付開始のお知らせ

本年も4月1日より、化管法第5条第2項に基づく平成31年度の排出量等PRTR届出の受 付が開始されます。また、本年度の届出期間は6月30日までとなります。

なお、当該届出は、要件に該当する限り、毎年度自発的に行うことが法律上義務付けられ

● 入力補助&三ス 防止機能つき ● 届出書のデータ保存&プリント不要 ユーザ ID、 初期パスワード等提載 電子情報処理組織使用屆出書登録情報(書面) 担当者が変わり、IDがわからない。

ューザ印等の有無確認、再通知は自治体へ連絡してください

今年から

令和4年3月

作年度PRTR届出を提出された事業者各位

経済産業省製造産業局化学物質管理課 環境省大臣官房環境保健部環境安全課

令和 4 年度PRTR届出の受付開始(4/1-6/30)の お知らせと電子届出利用のお願い

平素より「特定化学物質の環境への排出量の把握 物質の自主管理にお取り組みいただ

RTR届出について、(独)製品評価技術 化学物質管理センターのHPに留意事 ておりますので、下記ORコードから 。なお届出の際には、とても便利な

術基盤機構化学物質管理センター 届出を提出された事業者へのご案内~

QRコードを読み取れない方は、 https://www.nite.go.jp/chem/pr tr/todokede notification.html からご確認いただくか、 『PRTR届出に関するご案内

と検索いただくと、上位の方 に表示されます。

が改正されましたが、令和4年度の届出 どおりの対象物質及び様式となります。 上記HPよりご確認ください。

出期限:6月30日 めの届出をお願い致します。

(宛名面) 郵便はがき

料金後納 ゆうメール

T0000-0000

○×県○○市△△町1-1

○○株式会社

○○課

PRTRご担当者様

(A0001)

※この案内は、昨年PRTRの届出をされた事業 者又は事業所(支店等)に送付しております。 担当部署が別にありましたら転送いただきます ようお願いいたします。

【この郵送物のお問い合わせ先】

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質管理センター リスク管理課 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

Tel: 03-5738-5482

PRTR届出に関するお知らせ在中 【この郵送物のお問い合わせ先】 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE) 化学物質管理センター リスク管理課 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 Tel: 03-5738-5482

nite 封書ではなくなりますのでお間違いのないようよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

今年度のPRTR届出は

『2022年4月1日~6月30日』

ですのでよろしくお願いいたします。

ー安全とあなたの未来を支えます ー

National Institute of Technology and Evaluation 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

https://www.nite.go.jp/chem/index.html